いじめ防止基本方針 フロー図

いじめは児童の命に関わる問題であり、どの児童にも起こりえるものであるという認識に立ち、いじめの未然防止に努める。組織的な取組を通していじめを見逃さず、早期に発見対応し、いじめの根絶に努める。

いじめの発生

児童 ↔ 教職員 ↔ 地域 ↔ 保護者

早期発見・早期対応

校長（教頭）

召集・依頼 → **いじめ対策会議**
（いじめ問題対策チーム）
校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・SC・PTA会長・いじめ対応アドバイザー

連携 → **関係機関**
教育委員会
心の相談室
県教育センター
児童相談所

報告 ↔ 指示

生徒指導委員会
生徒指導主事
担任・養護教諭
情報の収集
・被害児童からの聞き取り
・加害児童からの聞き取り
・関係児童からの聞き取り
・事実関係の正確な整理
・指導方針の明確化

緊急職員会議
・加害、被害児童保護者への対応
・人間関係修復
・学級指導、全体指導
・指導後の状況把握
・指導方針の確認

いじめの未然防止と早期発見、対応

〇小さなサイン、変化を見逃さない。
〇日常的な教育活動を通じて、児童と教師、児童間の共感的な人間関係づくりにつとめ、児童との絆を深める。
〇いじめ問題を教職員が一人で抱え込まないように組織的な対応をとる。
〇正確で迅速な情報収集を行い、事実関係を把握する。
〇学校のみで解決しようとせず、速やかに保護者及び関係機関と適切な連携を図る。
〇保護者等から訴えを受けた場合は謙虚に耳を傾け迅速に対応する。
〇個人情報に留意し、事実を隠蔽することがないよう正確な情報提供を行い、保護者や地域の信頼を確保する。

いじめ問題についての共通認識

〇「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識に立つこと。
〇いじめられている児童に寄り添った指導を行うこと。
〇良好な人間関係の基盤づくりのために、家庭教育の果たす役割について保護者の理解を求めること。
〇道徳教育等を通して命の大切さや生きることのすばらしさや喜びを伝える等、学校教育が果たす役割を強く自覚すること。
〇家庭、学校、地域社会など全ての関係者が、それぞれの役割を自覚し、一体となって取り組むこと。